公　告

裁判所からの通知事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５２号
北海道伊達市鹿島町59番地27
債務者　森　　健二
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
北海道伊達市南稀府町270番地35
債務者　白戸　美香
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
北海道伊達市末永町33番地78　グリーンハイツ102号室
債務者　阿部　真美
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
群馬県利根郡川場村大字萩室746番地
債務者　横坂　勝正
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第６号
群馬県沼田市鍛冶町914番地
債務者　野坂　美沙
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
埼玉県行田市長野４丁目24番地２　ＰＣＳマンション301号室、前住所埼玉県鴻巣市袋235番地４
債務者　谷古宇好弘
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１４４号
埼玉県深谷市小前田1166番地２　ＳＴハイツ小前田102、旧住所埼玉県深谷市小前田1435番地１
債務者　髙橋　修一
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７４号
静岡県富士市広見東本町34番１号　県営住宅７―202号、前住所静岡県藤枝市横内521番地の３
債務者　仲松弓セリア
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２３２８号
名古屋市守山区新城10番12号　レーベン新城1001号
債務者　麺屋黒船瀬戸店こと　浅山　博文
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３２号
名古屋市守山区泉が丘605番地　メゾンソレアード105号
債務者　坂下　正紀
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４２号
愛知県小牧市多気南町235番地１　パレス多気１Ｂ号
債務者　田川　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４８号
名古屋市名東区社台３丁目10番地　すぎやま病院、住民票上の住所愛知県北名古屋市片場大石５番地　シャインピア303号
債務者　中井　春俊
法定代理人成年後見人　辻　　佳典
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５４号
名古屋市千種区東千種台11番22号
債務者　伊藤　浩一
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１２号
愛知県江南市布袋下山町東37番地
債務者　村瀬しのぶ
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３１３号
愛知県小牧市大字久保一色1262番地１プリヴェレーブ101号
債務者　杉山敬太郎
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１３５号
愛知県一宮市時之島字寺前37番地１
債務者　木下行代こと　安　　秉淑
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部